

令和4年1月21日

県民割支援(ふるさと応援!ひょうごを旅しようキャンペーン+)の利用停止について

観光庁の運用変更を踏まえ、本県にまん延防止等重点措置が適用された場合、本キャンペーンの予約済み旅行について、利用を停止(割引対象外)します。

1 利用停止(割引対象とならない)となる日

まん延防止等重点措置が適用された日から

2 利用停止となる旅行

上記の期日以降のすべての旅行(予約済みを含む)が利用停止(割引対象外)となります。

- ① 県内旅行
- ② 隣接県民による県内旅行
- ③ 隣接県への旅行

3 キャンセル料について

キャンセル料の補填は行いません。

4 その他

まん延防止等重点措置適用が決定された日以降、改めて詳細をお知らせします。

令和4年1月19日
観 光 庁

県民割支援（地域観光事業支援（需要創出））の 運用変更について

新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針が変更され、ワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないとされたことを踏まえ、県民割支援（地域観光事業支援（需要創出））の運用を変更することとしましたので、お知らせします。

- ・ 安全・安心の旅行環境を確保する観点から、県民割支援に当たっては、ワクチン接種証明や PCR 検査陰性証明等を支援要件とし、県民割事業を実施する都道府県（以下「事業実施県」と記します。）の知事がレベル3相当以上と判断した場合又は事業実施県が緊急事態宣言の対象となった場合に、県民割支援を停止することとしてきました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部（令和4年1月19日）において変更された基本的対処方針において、ワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないとされたことを踏まえ、県民割支援の停止対象として、事業実施県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた場合について、以下のとおり追加することとしました。
 - ① 事業実施県の県内旅行のうち、まん延防止等重点措置区域（以下「措置区域」と記します。）の居住者による旅行及び措置区域を目的地とする旅行
 - ② 事業実施県に隣接する都道府県の居住者による措置区域を目的地とする旅行
 - ③ 措置区域の居住者による事業実施県に隣接する都道府県を目的地とする旅行※ 都道府県知事の判断により、措置区域に関わらず県内全域を対象として①～③の措置を講じることも可能です。

【問い合わせ先】

観光庁
担当：杉田：03 - 5253 - 8329
三宅：03 - 5253 - 8972
荒井：03 - 5253 - 8328

【参考】県民割支援の運用変更について

背景・考え方

- ◎ 安全・安心の旅行環境を確保する観点から、県民割支援に当たっては、**ワクチン接種証明やPCR検査陰性証明等を支援要件として運用。**
 - ⇒ 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（R4.1.19）において、**ワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないとする基本的対象方針の変更。**
 - ⇒ **県民割支援の停止ルール**の追加。

【現在の県民割支援の停止ルール】

- ① レベル3相当以上と都道府県知事が判断した場合
- ② 緊急事態宣言措置を実施すべき区域として公示された場合

支援停止ルールの追加

支援
停止

- ① **まん延防止等重点措置の対象となった都道府県の県内旅行のうち、措置区域を発着する旅行**
- ② **措置区域への隣接県民による旅行**
- ③ **措置区域の居住者による隣接県への旅行**

※都道府県知事の判断により県内全域を対象として①～③の措置を講じることも可能